

年 月 日

商船三井クルーズ株式会社

乳幼児のご乗船について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は「MITSUI OCEAN FUJI クルーズ」にお申込みをいただき、誠にありがとうございます。お申込みの際に乳幼児（乗船時に生後6ヶ月以上<31日以上のクルーズの場合生後12ヶ月以上>で未就学児まで）が乗船される旨のお申し出がございましたので、以下の通りご案内申し上げます。乳幼児のご乗船には保護者が全行程同行（同室）し、弊社がご乗船受け入れを承諾することが前提となります。

船内クリニックでの治療につきましては、陸上の病院と異なり様々な制約がございます。また、MITSUI OCEAN FUJIには船医が乗船しておりますが、小児科の専門医ではございません。乳幼児の場合は大人と異なり、専門的な治療が必要となる場合がありますが、船内での治療はあくまでも応急処置が中心となり、限界があることをご理解いただき予めご了承くださいようお願い申し上げます。

船内クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院で治療を受けていただくこととなります。航海する海域や気象・海象状況などによっては緊急時の陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もありますので、ご承知おきください。

特に、乳幼児の場合は病気の進行が速く、航海する海域や気象・海象状況などによっては搬送が間に合わなくなることも懸念されます。

別添の「承諾書」の内容をご確認の上、ご署名いただき、出港日の1ヶ月前（出港日1ヶ月前から出港日までの間にお申込みされた方は即日）までにご提出ください。もう1通は控えとしてお持ちください。

乳幼児の健康状態がよくない場合、および既往症がある場合には必ずお申し出の上、「主治医からの乗船が可能である旨が記載された診療情報提供書」をご提出ください。

「承諾書」のご提出がない場合には、乗船をお受けできないことがありますので、予めご了承ください。

お子様ご自身の安全と快適なクルーズのためにも、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

年 月 日

商船三井クルーズ株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社、商船三井クルーズ株式会社は、客船「MITSUI OCEAN FUJI」を運航いたしております。
この度、健康状態に不安のある（既往症のある）お子様のお申し込みがありましたので、主治医の先生からの診療情報提供書のご提出をお願い申し上げます。

（乗船期間は 年 月 日～ 年 月 日です）

船内クリニックの設備や乗船に際し注意すべきことなどにつきまして、次の通りご案内申し上げます。診療情報提供書作成の上でご参考になれば幸甚に存じます。

- （１） クリニックでの治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が基本となります。
- （２） 船医は乗船しておりますが、小児科の専門医ではございません。したがって、クリニックでは小児科専門治療はできません。
- （３） クリニックにはエックス線撮影装置は備え付けられておりますが、小児科専門の医療機器は備え付けておりません。また、血液検査や尿検査にも限界があります。
- （４） クリニックでは、小児科用薬剤は限られたものしか常備しておりません。
- （５） クリニックでの治療が不可能な場合には、陸上の病院で治療をしていただくことになります。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあります。
- （６） 航海中は予期せぬ揺れがあり、特にお子様の場合は転倒などしないよう十分な注意が必要です。とりわけ、入浴中や歩行中に船体動揺があった場合、転倒の危険が高くなりますので十分な注意が必要です。また、揺れが大きい場合には診察・治療に困難が伴う場合があります。

船内クリニックでは、患者さんの治療に最善を尽くしますが、陸上の病院と異なり様々な制約がありますことを何卒ご理解賜りたく存じます。

つきましては健康状態に不安のある（既往症のある）お子様は、上記期間中の乗船が可能である旨を記載された診療情報提供書を作成いただき、保護者様にお渡しくささいますようお願いいたします。

ご多用中お手数をおかけいたしますが、お子様のより安全な乗船のために、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

年 月 日 発

クルーズ

承 諾 書

商船三井クルーズ株式会社 殿

私は、MITSUI OCEAN FUJIへの乗船に際し、以下の事項につき同意承諾します。

- (1) 船内での治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が中心となること。また、小児科の専門医は乗船していないこと。
- (2) 船内クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院での治療となること。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあること。
- (3) お子様健康状態に不安のある場合、及び既往症がある場合には、商船三井クルーズ株式会社にその旨を申し出ること。
商船三井クルーズ株式会社から主治医の診断書（乗船に支障がないことを明記してあるもの）の提出を求められた場合には、指定する期日までに提出すること。
- (4) 上記（3）の場合、診断書に乗船に支障がないことが明記されていない場合、もしくは診断書を提出しない場合には乗船することができないこと。
この場合、規定の取消料を支払うことに同意します。
- (5) 商船三井クルーズ株式会社の事情により乗船できない場合があること。
- (6) テンダーボートまたは地元ボートで上陸する寄港地では、「抱っこひも」などを使用してお子様の安全を確保すること。
- (7) 治療に要する費用、及び診療情報提供書の作成に要する費用は本人負担になること。

※「診療情報提供書」とは、医師が他の医師へ患者を紹介する場合に発行する書類です。

一般には紹介状と呼ばれ、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的などが記載されます。

20 年 月 日

保護者ご署名・ご捺印 : _____ ⑩ 続柄に○印（父・母）
お子様氏名（フリガナ） : _____
ご住所・電話番号 : _____ 電話番号

年 月 日 発

クルーズ

承 諾 書

商船三井クルーズ株式会社 殿

私は、MITSUI OCEAN FUJIへの乗船に際し、以下の事項につき同意承諾します。

- (1) 船内での治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が中心となること。また、小児科の専門医は乗船していないこと。
- (2) 船内クリニックでの治療が不可能と船医が判断した場合には、陸上の病院での治療となること。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時に陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあること。
- (3) お子様健康状態に不安のある場合、及び既往症がある場合には、商船三井クルーズ株式会社にその旨を申し出ること。
商船三井クルーズ株式会社から主治医の診断書（乗船に支障がないことを明記してあるもの）の提出を求められた場合には、指定する期日までに提出すること。
- (4) 上記（3）の場合、診断書に乗船に支障がないことが明記されていない場合、もしくは診断書を提出しない場合には乗船することができないこと。
この場合、規定の取消料を支払うことに同意します。
- (5) 商船三井クルーズ株式会社の事情により乗船できない場合があること。
- (6) テンダーボートまたは地元ボートで上陸する寄港地では、「抱っこひも」などを使用してお子様の安全を確保すること。
- (7) 治療に要する費用、及び診療情報提供書の作成に要する費用は本人負担になること。

※「診療情報提供書」とは、医師が他の医師へ患者を紹介する場合に発行する書類です。

一般には紹介状と呼ばれ、症状・診断・治療など現在までの診療の総括と紹介の目的などが記載されます。

20 年 月 日

保護者ご署名・ご捺印 : _____ ④ 続柄に○印（父・母）
お子様氏名（フリガナ） : _____
ご住所・電話番号 : _____ 電話番号